

大切にしたい、お口の健康！

～補助を使って、歯科健診を無料で受診しましょう！～

お問い合わせ ☎

厚生班 043-223-4121

公立学校共済組合では、対象年齢の組合員本人に、**無料で受診できる歯科健診**の補助事業を実施しています。対象者には、7月上旬頃、所属所を通じてお知らせします。

口腔機能を正常に保つことは、健康への第一歩！歯は、かけがえのない財産です。一生涯をご自身の歯で過ごす為にも、この機会にぜひ、受診してください。

《対象者》平成30年4月1日現在**25歳・35歳・45歳・55歳・59歳**の組合員本人

《健診受診期間》平成30年7月13日～平成31年2月28日



本当は怖い歯周病!!

歯周病は糖尿病や心筋梗塞などの生活習慣病と深い関係があります。また痛みを感じることなく進行する厄介な病気で、歯を抜かなければならなくなる原因の第1位でもあります。この機会に歯科健診を受けてみてはいかがでしょうか？

あなたのカラダ大丈夫？「メタボ」じゃないですか？！ 受けましょう！特定健康診査

お問い合わせ ☎

厚生班 043-223-4121

「忙しいから…」「元気だから大丈夫！」「結果が悪かったら…」「去年受けたし」いえいえ、そうではありません！メタボ（メタボリックシンドローム）は黙ってジワジワ近づいてきます。特定健康診査は、メタボを早い段階で発見し、改善することで生活習慣病を未然に防ぐことが目的です。

組合員の被扶養者のうち、39歳から74歳（平成30年4月1日現在）の方を対象に、組合員の所属を通じて、特定健康診査受診券をお配りしています。お手元に届きましたら、同封の案内を確認して、必ず受診してください！



特定健康診査受診から特定保健指導利用までの方法

特定健康診査の案内と受診券（セット券）が届きます
医療機関を選んで受診予約をしましょう

特定健康診査を受けます

特定健康診査受診券・被扶養者証・質問票を持参し、早目に受診して下さい。**個人負担額は、ありません。**

特定健康診査受診結果の通知

結果の受け取り方法は、受診した医療機関におたずねください。

特定保健指導の対象となったら…

特定保健指導を受けます

対象となられた方には、公立学校共済組合から利用券を送付します。

「セット券」が利用できます！

今年度から、特定健康診査受診券と特定保健指導利用券がセットになった「セット券」を発行することになりました。特定健康診査でメタボのリスクのある方には、健診当日に特定保健指導の初回面談を無料で受診できます。

次の受診をされた方は、特定健康診査の受診に代えることができるため、特定健康診査を受診する必要はありません。（お手数ですが、健康診断結果の写しと、送付した受診券をご返送ください。）

- 個人で医療機関を受診する方、パート勤務先などで健康診断を受けた方
- 組合員の被扶養者で共済組合・互助会の短期人間ドックを受診する方